

多段階にすべきと考えます。

「給付水準」につきましては、その設定に当たりましては、医療・福祉・税制等との関連も含めた総合的な検討が必要です。社会保障としては「年金優先型」と「医療・福祉優先型」の二つの考え方がありますが、その選択がまず大事だと思います。

仮に年金を優先させるということであれば、高齢世代にも公的年金を基盤にした一定の安定した収入があることを前提にして、医療・福祉でもその収入に見合う保険料負担や利用者負担を求めて良いわけあります。

一方、医療・福祉を優先する場合、基礎年金のみになるなど公的年金はスリムになりますが、医療・福祉では高齢世代の負担を軽減せざるを得なくなります。どちらの考え方をとるかによって年金の水準の考え方もまた変わると思います。

「給付と負担の関係」ですが、現役世代と高齢世代の生活水準について、公的年金以外の収入等も含めて実質的な均衡が図られるよう、公的年金制度の給付と負担の水準を設定すべきであります。

その上で、保険料を一定水準にまで引き上げた後の外生的な経済社会変動につきましては、積立金の取り崩しやスウェーデン方式の自動調整装置等による対応も考えられます。

「加入者サービス」でございますが、若い世代を含む加入者に対するサービスとして、定期的に加入記録を知らせ、必要なアドバイスを提供すべきだと思います。その一環として、年金額算定式におけるポイント制の導入も検討すべきだと思います。

「3. 関連分野との関係」ですが、持論でございますが「育児保険制度」というものを検討してみてはどうかと考えております。現在の社会保障制度における育児支援には、社会福祉制度による低所得者に重点を置いた選別的支援と、社会保険制度による所得を要件にしない普遍的な支援があります。前者は保育サービスや児童手当等であり、後者は医療保険の出産育児一時金・出産手当金、雇用保険の育児休業給付、育児休業期間中の健保、厚年の社会保険料免除等であります。このような社会福祉制度と社会保険制度による対応は、介護保険導入前の介護に係わる施策と類似しています。つまり介護に医療保険と福祉で対応していたということでございます。

育児の社会化という観点からすれば、親の所得や職業、働き方等に関係なく、すべての子どもに対して普遍的な支援を行うことを基本にすべきであり、それには介護に対する対応と同様に、社会保険システムの活用が最も有効だと考えております。

社会保険による育児支援としての育児保険制度のイメージとしては、地域特性に配慮しつつ保育等のサービスを中心とした支援を進めるという観点からすると、介護保険のよう

な市町村を保険者とする地域保険型の育児保険制度の創設が考えられると思います。一方、出産費や育児費用の軽減等の現金給付を中心とした支援を進める観点からすると、年金保険のような国を保険者とする国民保険型の育児保険制度の創設が考えられると思います。さらにサービスも育児費用の軽減も必要だということからすると、両者の要素を一体化した一元的な制度により多様なサービスや現金給付を総合的に提供する育児保険制度も考えられると思います。

最後に「短時間労働者の適用」ですが、短時間労働者を含む社会保険の適用を進める上では、雇用に対する事業主負担の中立性を確保することが必要でございます。そのためには、被保険者の保険料負担を分担するという形をとっている現行の事業主負担に代えて、被保険者であると否とを問わず被用者に対して支払った賃金総額を標準（外形標準）として事業主負担を求めるべきではないかと考えております。

なお、短時間労働者の適用に当たっては、年金・健保一体の原則を今後とも貫くべきだと思っております。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、大変お待たせしました。渡辺委員、よろしくお願ひいたします。

○ 渡辺委員

言うまでもなく公的年金制度は、これまで原則5年に一度の財政再計算の見直しをやってきたのですが、例えば、昭和48年や昭和51年頃まではそうでもなかったのですが、昭和54年、59年の財政再計算あたりから、つまりこの20年間ぐらいにわたって相次ぐ財政再計算では給付の抑制、負担の増加が繰り返されてきたことはご承知のとおりであります。これは従来の手法ではやむを得ない方法であったのですが、先ほど来ご指摘あったように、公的年金制度に対する信頼が大きく揺らいでいる。不信感も非常に増しているという現実がございます。

そうして今回、いわゆる1.39という新しい人口推計が示されました。また、この1.39という数字は、従来の1.61、さらにその5年前の1.80に比べて厳しいわけでありますが、手法としては妥当な結果だと思いますが、これに基づいて財政再計算を行いますともっと厳しくなる。つまり年金に対する不信感がさらに広がることは間違いないと思います。それはいろんな意味でマイナスが大きいということでございます。

もちろん楽観的に見直すということは大変危険なことですから、そういう意味では厳しくやるというのも一つの方法かもしれませんけれども、今回は年金制度の信頼性、ある

いは持続ということを考えた場合には、1.39といったことをそのまま使うことには私としては躊躇せざるを得ないと思います。それはただ単に悲観的になるからというだけではなくて、1.39という数字をそのままいわば機械的に前提にするということは、逆に言いますと、出生率の回復、つまり少子化対策に向けて努力をしないことを前提にするという解釈をすることもできると私は考えるからであります。

そこで少子化対策をいわば必死になって、先ほど来お話のあった国民的な努力として取り組めば、近い将来変わっていくのではないか、そのように私考えております。そういうことを前提にしますと、1.39を今回そのまま使って財政再計算という手法は私は疑問を感じております。

しかし、一方で、だからこそ5年に一度の財政再計算があるのであから、出生率が変われば、また5年後、あるいは他の経済、社会的要因が変われば、その後の5年後にやれば良いのではないかという考え方もあるかもしれません、5年毎の財政再計算で国民の年金に対する不信を募らせてきたことを考えますと、これもまた躊躇せざるを得ない。

と考えますと、方法論としては二つあるかと思います。一つは、1.39というものではなくて、例えば高位推計、今回1.63でございますが、平たく言えば、努力をすればそうなるかもしれないと思われる1.63を前提にするのも一つの方法かと考えました。そうしますと、ある意味では、政労使はじめとした国民に努力を義務付ける。それを前提として年金制度を設計するわけですから、こうすれば努力をせざるを得ないことになるわけであります。そういう意味からのメリットはあるかもしれませんと思いました。

しかし、理屈の上ではそうであったとしても、それは相当な国民に対する不安感を与えることも事実である。万が一、その目標を達成できなければ、年金制度そのものが即破綻の危機に直面してしまうということを考えますと、政策として責任あるものだとは考えられないということになります。

そこで結論としましては、高い設定を努力目標として掲げるだけではなくて、いわば努力をすれば良いものになる。努力しなければ非常に悲観的なものになるといったような、先ほど来、話が出てきますビルトイン。そういう意味ではスウェーデン型の自動調整になるかもしれません。ただ、スウェーデン方式といいましても、いろんな解釈ができますし、いつからやるのか、あるいは18.5%で保険料を設定するのか等々いろんな問題点はありますので、あえて「スウェーデン型」という言葉を使いませんでしたけれども、そう考えていきますと、自動調整といった発想が最も現実であり、かつ望ましいのではないかと思います。

さらに最後に、原則5年に一度という現在の見直し、これまでの経験から言いましても、特にその時の政治情勢に強く左右される。ましてやその翌年に国政選挙があるといったような状況では、どうしても政治的配慮によって保険料が抑制され、あるいは給付が必要以上にアップしたといった経験もございます。そういう意味から言いますと、制度を歪めてきた事実もございます。そこで5年に一度ということのマイナス面も指摘せざるを得ません。

また、そういった格好では、これまた、これまでの経験から、どうも国民と乖離したところで改革が行われてきたと思わざるを得ません。そこで努力をすれば良いものになるということは、政治だけに任せるとではなくて、国民的努力が必要であるという意味からも、国民全体の努力を引き出すインセンティブとしての効果があると考えます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。もう12時近くになってしましましたが、私も集中して1時間以上聞いていました。先ほど申しましたように、若干の休憩をとります。5分はとれないかもしれません、12時ぐらいまであと3分というところでしょうか。休憩を入れますので、論点整理でも結構ですし、休憩の必要な方は今のうちによろしくお願ひします。

(休憩)

(再開)

○ 宮島部会長

あと時間が実質的に20分程度でございます。それで、今、急遽部会長代理と事務局とも打ち合わせをいたしましたが、これに対する少し本格的な議論は九月の最初の部会に持ち越したいと思っております。

今日、私もお聞きしまして随分勉強なった点がございますし、自分自身も少し勉強したい点もございますから、本日はこれから私の方で論点を若干整理させていただきまして、残りの時間、もし今日のそれぞれの各委員のペーパーについて、内容的なご質問があれば伺ったり、もちろんご意見でも構いません。ただ、25分でそれを打ち切らせていただきますので、お許しをいただきたいと思います。

実は昨日各委員からお出しいただいたペーパーについて、事務局に私の方から全体のトーンと論点をある程度整理しておいてほしい旨お願いしております、私も今聞きながら、それを確認しておりますが、全体としてスウェーデン型の年金改革でありますとか、少子化対策をはじめ、税制等年金を取り巻く制度に対する関心といいますか、そういうものは共通して強かったというふうに思います。

ただ、その中で、ご意見伺っておりますと、一つは、順番で申し上げますと、被用者と自営業者の扱いをどうするかという点では、意見の食い違いがかなりあったように思います。ただし、伺っておりますと、当面どう考えるかということと、中長期的にどうかという話の扱いがやや難しいのではないか。本質な問題というよりも、当面現状はすぐ変わらないから、なかなかそう一挙にはいかないというのと、長い目で見れば、働き方の違い、職業の流動性が進む中で現状維持は余り意味がないかというような意見があったと理解しております。もちろん理念的に将来一元化すべきだと明確に述べた方もいらっしゃいますが、現在の動きから見て、両者を区別する明確な根拠はなくなってきたという判断の方もいらっしゃいますし、当面はそのところは、すぐに動かせるだけの状況には至っていないという判断された方もいらっしゃいました。とりわけ自営業者につきましては、年金制度そのものを、例えば今のような定額型のものから所得比例型のものに変えたいという議論がいくつか出てまいりましたけれども、その時に、これは恐らく税制に限らず所得把握と徴収の公平性なり効率性がどう維持できるかということが大きな共通の関心になつておりますし、それが大きな制約条件として意識されていることもあります。

それから、年金制度の組み合わせの中で、かなりの方がスウェーデン型の所得比例と最低保障の組み合わせに关心を持たれていることは、今お聞きしたとおりでございます。もちろん現行制度のもとでいろいろ考え方はないかということもございましたし、他方で、スウェーデン型のような所得比例一本化と、最低保障年金の部分を公費によって埋めるという考え方に対しては、これは前々からございましたような、むしろ基礎年金そのものを税方式に直すべきではないかというような、根本的に考え方の違う意見もございました。

いずれにしても、最低保障年金や税方式にするにしても、どこに財源を求めるかについては、相変わらず具体的になると難しい点があることはそれぞれ指摘されているとおりでございます。

それから、特にスウェーデンなどで取り上げているような確定拠出型の、年金を、公的年金の考え方でどういう形で位置付けるかということにつきましても、現行の賦課方式の公的年金の基本は維持すべきであって、その中に一部に積立型・確定拠出型を取り入れていく这样一个考え方はそれぞれの方が示されているものと思います。しかし、その場合、報酬比例部分の一部を移行させていくのか、その場合は公的年金の中なのか、あるいは民営化させるという意見も一部でございました。もちろん報酬比例部分を積立・確定拠出型に移行することについては、公的年金の性格からそれをどのように評価するかということについては必ずしも意見が一致しているわけではありません。

給付と負担につきましては、こういう人口構成の急速な高齢化がさらに進んで、経済成長率が鈍化しているという中で、給付水準の引下げを何らかの形で求めざるを得ないという考え方も、かなりの方が示されたと理解しております。ただ、それはいろいろなやり方もありまして、モデル年金の加入年数をどうするかということも一つの発想ではあると思いますし、税制というような、やや違った政策手段でのコントロールを考えている方もいらっしゃいました。その辺のところは、手段としてはかなりバラエティーに富んだものが今回の中では主張されておりましたが、実質的な意味での年金給付をコントロールすることについてはいくつかの意見がございました。

ただ、それに対して、老後の基礎的な生活費を賄うという公的年金の役割を考えると、おのずとそれは何らかのレベルの問題ではないかということもございます。そのレベルを巡っては、今日の追加資料ございましたように、ネットで考えるのか。もちろんネットで考えることでしょうが、これは非常に難しい点でございます。先ほど神代委員からございましたけれども、もともと代替率の発想は階層別の話であり、しかも単に公的年金だけを入れて見るのはミスリーディングであって、少しそういうところのやり方を変えないといけない。その議論は余りに簡単ではないという注意もございました。

さらには、我々はどうしても年金給付の水準に関心がありますけれども、これは多くの方が言及されましたように、医療・介護を含めた社会保障給付全体の水準というものの中での、ある意味では重複、あるいは空白部分があるかもしれません、そういうものを十分考えた上での水準であって、年金水準だけで決定できるものではないことは多くの方のご意見だったと思います。

それから、保険料の負担に関しましては、当面、今、政治的な大きな課題になっている凍結解除をどうするかという問題については、何人かの委員が触れられたように、これは予定された仕組みにしたがって淡々と行うべきだという意見が出された反面、直接それに反対するわけではありませんが、当面の経済情勢を考えたり、今後の税負担を含めた国民負担全体の動向なり上限をどう考えていくかというようなこと也有って、慎重な意見がございました。また、保険料よりも、どちらかというと税負担の引上げという形で考えている方もいらっしゃったのではないかと思っております。ただ、これにつきましても、負担水準というのは何も年金保険料の水準だけの問題ではなくて、その他、医療・介護保険料、その他、社会保障に投入されている税負担というものを全体として考える。さらにはもう少し広い観点で考えるべきではないかという意見は当然ございました。

また、最終保険料、今の段階保険料の考え方、平準保険料についても、どこに上限を設

けるにしても、どういう段階で、どういうレベルで上限を考えるべきなのかということにつきましてもご意見がございました。今20%のことがよく言われているわけでございますが、これについても、その意味なり現実性なりについて意見がございました。

それから、給付と負担について、いわゆる想定を超えたような人口要因の変動、経済要因の変動が起こったときにどう対処するのかにつきまして、多くの委員の方が、頻繁な制度改正は避けたいというところは比較的共通のご意見ではなかったかと思います。できれば、今度の改正を最後の年金制度改革にしたいと思われている方もいらっしゃるのかもしれません。もちろんそうなるかどうかはなかなか簡単にはいかないかもしれませんけれども、ただ、そのご主張の意味は、大きな制度改正した上で、何らかの調整装置を中に組み込むということによって、制度の安定化を図るということでしょう。中にフレキシビリティー、スタビライザー的な機能を盛り込んだ制度は、ある程度恒久的なものであるけれども、その中のいくつかの要素が、人口変動や経済変動のような要素によって動くことによって実質的な中身は変わることはあります。恐らく制度改正を余り頻繁に行なうことは避けたいという意味は、仕組みとしてはできるだけ透明性があって、長期にわたっても維持できるものを考えることではないかと思います。その点では、皆様の関心はスウェーデン型に対する関心が高いわけでありまして、もちろんそれは自動調整装置のこともありますし、いくつかのインセンティブやそういう要因を織り込んでいる点で関心が高かったのではないかと思います。

他方、そうは言いながら、日本のように人口変動が先進国の中でも今後さらに大きい国に、比較的高い高齢化率が安定しているスウェーデン型を組み入れたときに、果たして、それでまた安定した制度になり得るかどうかについては、これは懸念される点があることも指摘されました。

全体の議論を通じまして、例えば従来の議論から少し踏み込んだ点で申しますと、既裁定年金にも踏み込んだ制度改正なり、仕組みを考える必要が出てきているのではないかということでありまして、その辺はスライド制をどうするか、税制をどうするか。前回ございましたように、政府の統一見解でありますように、財産権との関係で、どのような現実的な手法なり、説得力のある手法があり得るかというような論点がありますが、とにかく世代間のバランスといった時に、既裁定者まで含めて考えるということについては、比較的多くの方々は共通のご意見をお持ちではなかったかと思っています。

あと、もちろん分かりやすい制度、透明性の高い制度を設けるということも指摘されておりましたし、その中で、特にスウェーデン型の概念上の拠出建てのアイディアについて

も、給付と負担がリンクしているという意味でのわかりやすさということが指摘されている反面、先ほど申しましたように、実際の設計上いくつか問題がある点は何人かの方が指摘されておりました。

関連分野につきまして、少子化のことについては、ほとんどの委員の方が触れられまして、今日もおもしろい議論であったと思います。皆さんが必要性を認めていらっしゃいますが、比較的多くの方は、それはまさに公共部門全体が取り組むべき課題、あらゆる手段を導入すべきことであって、年金制度という一つの狭い枠内で考えることでは必ずしもないのではないかという点では一致していたのではないか。ただ、その場合、年金制度としても何かすることは当然ございますので、そういう観点から、年金制度の中にそういう装置を組み込むなり、年金税制を使うというアイディアもございました。

また、年金制度において、次世代の支援をどうするかという観点からの議論もございましたが、最初に申し上げましたように、これはもう少し広い意味での取り組みということを皆さんお考えになっていたと思います。

雇用につきましては、最近の非正規労働者の増加を一体どう考えるのか。労働で言えば根本的な問題になると思います。非正規だけでなく今の事業所の規模による区別もございますし、そういう非正規・正規、事業所規模等による年金保険の適用に対して、最初申し上げましたように、今度自営業まで含めると、広い意味で全体としての被保険者の一元化という考え方でとらえる方もいらっしゃいますし、特に女性や今後の高齢者の働き方の多様化という点で、非正規労働者と社会保険制度、社会保障制度の扱いはほとんどの方が大きな議論の焦点にされておりましたし、できるだけそういう点を含めていくべきだというご議論であったと思います。しかし、これも実際問題として今後具体的に議論していくと、いろいろ難しい問題が出てくるかもしれません。

社会保障、税制につきましても、それと年金制度との関連を強める点では概ね一致された意見であったと理解しております。

その他、いろいろございましたが、おおよそ皆様方から示された今日の論点は、こういう点ではなかったかと理解しております。それぞれ比較的ご意見が收れんしていくようなものと、これはなかなか共通の理解なり結論はまだまだ難しい状況であるのかという点がはっきりしたものとがございました。

これは私の論点の整理でございますので、時間も食ってしまいまして申し訳ございません。今日いただいたこの報告は、私にとっては大変貴重なものでございますし、これだけ多面的な切り口からいろいろ議論されてきたことも大変なことだと思います。私も再度じ

っくり拝見させていただきます。時間があいてしまいますが、次回、九月の一回目の時にこれを巡って集中的な議論をしたいと思います。私はその時は余計なこと申し上げません。

もし、今日、皆様から出ましたこのレポートにつきまして、何か内容について確認しておきたいというような点がございましたら、若干の時間とりたいと思いますが、いかがでございましょうか。若杉委員どうぞ。

○ 若杉委員

私は意見書を出さなかったものですから、皆さんの中になかった意見をいくつか述べたいと思います。

一つは、我々の今いる豊かな自立的な社会では、公的年金、個人年金、企業年金という三つの柱があるわけですが、いつも申し上げていることです、バランスをもう一度考えてみる必要があるのではないかということです。公的年金のウエイトに関して、先ほどは代替率50%ぐらいというご意見もありましたが、もっと極端に30%とか、3分の1ぐらいにするということも考える必要があるのではないか。それは、段階保険料から早く固定保険料に移行するという他の委員のかたがたの意見と平仄が合うと思います。そういうことにして、新しい人から給付を減らすということが考えられるのではないかでしょうか。

もう一つ、これから経済においては企業がより効率性を追求すると、能力給、成果給にならざるを得ません。そうなると、サラリーマンの間でも所得の格差が非常に大きくなります。神代委員が自営業者とサラリーマンとの間の所得格差ということに言及されました。サラリーマンの間でも非常に大きな所得格差が生まれてくる可能性があるわけです。所得の格差から生まれる不公平感というものを、年金制度で解決すべきであるのか否かが、非常に重要な問題になるのではないかと思います。

所得の格差が非常に大きくなっていますと、現在の制度の下では、年金の中での生活保障的な、つまり高所得者から低所得者への所得の再分配という要素が大きくなってくるわけです。この所得の再分配を、公的年金という形でやるのが良いのか、それとも別の形でやるのが良いのかというのが、さらに基本的な問題です。具体的に言いますと、豊かな自立的な社会では、国がやるよりも、民間の善意とか好意、つまりボランティア精神を重視すべきではないかと思います。現在の日本の税制では、寄付というと脱税みたいに思われて、寄付の制度が活用されてません。税金という義務ではなく、自由意志による寄付という所得再分配やボランティア活動という間接的な所得の再分配を定着させて、寄付とともにサービスでもって高齢者に還元するということも考えられるのではないかと思います。公的年金という国の制度でなく、かつお金で払うだけではない、別の形での高齢者への再

分配、そういうことも視野に入れていただきたいということです。

最後の点については、たしか杉山委員のご発言にも、給付でなくて、他のものでということで、同趣旨の意見があったと思います。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、大変申し訳ないのですが、今日のペーパー報告をご説明いただいたのを、私の方で、ごく大ざっぱに論点を整理させていただくというところまで、本日は終わりにさせていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、後ほど事務局からご説明いただきますが、九月は二回ほど予定しておりますが、大変お忙しい中で、私がそろそろ音を上げているところがありまして、もしかしたら、私は不在ということもありますので、お願いするかもしれませんのが、最初の時に、今日の議論を少し集中して行いたいと思います。多分どういうところで論点が食い違っているか、およそわかると思いますので、その時に議論させていただきたいと思います。年金制度の体系と、給付と負担の在り方、少子化対策、これは実は年金制度全体をカバーする話でございますから、論点はどうしても多岐にわたりますが、主要な意見が分かれている点についてご注目いただいて、少しご議論を進めてみたいと考えております。

それでは、次回以降につきまして、事務局からよろしくお願ひします。

○ 福井総務課長

ただいま部会長から、九月二回というお話をございました。申し上げておりますとおり、八月はお休みをさせていただきたいと思いますが、九月は誠に恐縮でございますが、二回お願いをいたしたいと思っております。日程につきましては、なるべく早く各委員にご連絡をさせていただきたいと思っております。この二回のうちの、九月の第一回目でございますけれども、先ほど部会長からございましたように、本日は各委員からの意見の開陳・説明ということ、あるいは部会長のいわば総括ということであったわけでございますが、次回はそういうことで、委員相互のディスカッションをお願いすることがメインになろうかと思っております。

実は、私ども事務局といたしまして、今日の意見の開陳・説明に対する委員相互のディスカッションに合わせまして、後出しで申し訳ないのですが、二つの論点についてご説明をさせていただきたいと思っております。

一つは、支え手を増やす取り組みでございます。もう一点は、国民年金の保険料徴収対策。こういった点についてご議論をいただきたいと思っております。なぜかと申しますと、

これらの論点につきましては、先般簡単にご説明をさせていただきました。六月に閣議決定をされました骨太方針の第二弾におきまして、視点の一つとして触れられております。すなわち、支え手を増やす取り組みということに関して申し上げますと、生涯現役や男女共同参画の理念との合致ということが言われているわけでございます。また国民年金の保険料徴収対策という点につきましては、この骨太方針の第二弾におきまして、制度の厳正な運用に取り組む観点から、保険料徴収の推進など、国民年金の未加入・未納者に対する徹底的な対策に取り組むと、こういうことになっているわけでございます。

支え手を増やす取り組みにつきましては、神代代理の方で座長を務めていただいております「雇用と年金の検討会」、これは既に開始をされておりまして、具体的なご議論が始まっているところでございますけれども、なお、骨格的な議論ということでお願いをできればと思っているところでございます。

この二つのテーマにつきましては、なるべく早く、私どもの方で資料を用意をさせていただきまして、できる限り早く委員の皆様に具体的な論点ということでお示しをさせていただいて、可能であれば、またペーパーということで提出をいただければと思っているところでございます。

繰り返しになりますが、次回、九月の第一回目につきましては、メインとして、委員相互の本日のテーマについてのディスカッション、支え手を増やす取り組み、国民年金の保険料徴収対策についての、少なくとも私どもの方からのご説明をさせていただければと思っているところでございます。

九月の第二回目の持ち方、当初この秋に向けて、論点の整理ということでお願い申し上げていたわけでございますけれども、九月の第二回目以降の持ち方につきましては、なお、部会長、部会長代理ともよく相談をさせていただいて考えていくべきと思っておるところでございます。

私の方からは、以上でございます。

#### ○ 宮島部会長

今、総務課長から説明がありましたが、若干追加の論点でございますけれども、支え手を増やす取り組み、国民年金の保険料徴収は、今日既に論点の中には相当取り上げられている点でございます。特に井手委員、杉山委員、大澤委員などから、支え手を増やす取り組みについてはかなり具体的に触れられてございますし、保険料徴収の話は随分触れられている。これについてきちんとした資料をこちらの方から用意して、なるべく早くご説明をしたいと思っておりますので、もし、それにつきましても、追加的なペーパーなり、コ

メントを望まれる方は、次回の年金部会までに提出いただければありがたいと思っております。

若杉委員、もしよろしければ、遡ってでも結構ですので、ペーパーを出していただきま

すと、ドキュメントとして大変立派なものでございますので、よろしくお願ひいたします。

○ 宮島部会長

資料の準備とおおよその論点の整理ができた段階で、委員の方に早めにお伝えしていただきたいと思います。

○ 福井総務課長

部会長のおっしゃるとおりにいたしたいと思います。

○ 宮島部会長

それでは、本日はこれで部会を終わりにいたします。ありがとうございました。